

## R 8 高規 道路情報提供装置等保守点検業務（業務委託）特記仕様書

### （電気通信施設点検業務共通仕様書（案）の適用）

**第1条** 本業務の実施にあたっては、電気通信施設点検業務共通仕様書（案）（以下「共通仕様書」）に基づき行うものとする。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

また、電気通信施設点検業務共通仕様書（案）に定めのないものについては徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。

### （管理技術者）

**第2条** 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、管理技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。

2 管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者である。

3 受託者は、管理技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。ただし、実務経験を有する者を技術者とする場合は、技術者経歴書を監督員に提出しなければならない。

4 受託者は、管理技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるものを監督員に提出しなければならない。

### （県内企業調達資材の優先利用）

**第3条** 受託者は、県内に主たる営業所を有する者から調達した資材（以下「県内企業調達資材」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達資材以外を使用する場合は、県内企業調達資材を使用しない理由を記載した文書により事前に監督員に提出しなければならない。

### （電子納品）

**第4条** 受託者は、土木工事を施工する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）しなければならない。

2 受託者は、原則として工事写真は電子納品するものとする。ただし、着手前及び完成写真に限り、電子及び紙の両方の媒体で納品しなければならない。

### （履行箇所）

**第5条** 本業務の履行箇所は、別表のとおりとする。

### （業務内容）

**第6条** 別添の保守点検項目、点検内容について、共通仕様書に定める保守要領に基づき行うものとする。

2 道路情報提供装置等が表示不能となった場合や制御不能となった場合など、緊急対応を要する際は、部品の取り替え等の保守業務を行うものとする。

3 交換部品、箇所及び時期等については、甲、乙による協議の上実施するものとする。

### （履行期限及び点検回数）

**第7条** 契約締結時の工期を厳守すること。点検時期は、おおむね下記のとおりとする。

	4月～	6月～	8月～	10月～	12月～	2月～	計
2ヶ月点検（対向車接近システム）	○	○	○	○	○	○	6回
6ヶ月点検（道路情報提供装置、対向車接近システム、道路情報監視装置）		○			○		2回
12ヶ月点検（対向車接近システム、道路情報提供装置）		○					1回

保守業務（道路情報提供装置，対向車接近システム，道路情報監視装置）	随 時	協議による
-----------------------------------	-----	-------

**（交通整理及び安全管理）**

**第 8 条** 業務期間中は，作業上交通誘導整備員が必要と思われる場所では，整理人を配置して安全確保に努めなければならない。

**（打ち合わせ）**

**第 9 条** 本業務の実施に先立ち，総括打ち合わせを行うものとする。また，受託者は各点検前に工程表を監督員に提出することとし，監督員の承諾を得た上で点検を行うものとする。

**（その他）**

**第 10 条** 本業務以外において，機器の異常・故障等により通行規制情報の提供等に支障をきたすおそれのある場合など，緊急的な点検及び必要な修繕を行うものとする。